登録番号	氏名	登録番号	氏名
409658	岡村　裕也	409659	松川　陽平
409660	堀江進之助	409661	長崎　努
409662	柴田　展行	409663	大草　吾朗
409664	戸取　正明	409665	三島　憲正
409666	鈴木　秀紀	409667	永坂　努
409668	江渕　誠	409669	横山　慶
409670	柏木　敦詞	409671	成田　佳大
409672	船木　政人	409673	松田　登
409674	稲田　哲也	409675	長縄　昌代
409676	藤原　茂雄	409677	森本　清尚
409678	松田　慎平	409679	菊田　克樹
409680	小楠　貴宏	409681	藤井　修
409682	太田　圭一	409683	小宮　綾子
409684	長谷川泰彦	409685	島田　麻衣
409686	西脇　誠	409687	堀江　隆
409688	楠井　悠平	409689	松本　格
409690	三浦　正範	409691	磯邉　篤尚
409692	笹沼喜美男	409693	小泉　博嗣
409694	廣松　馨	409695	青木　正恵
409696	佐藤　一成	409697	平田　将教
409698	中島　真吾	409699	杉澤　賢一
409700	中澤　義光	409701	金子　和博
409702	松本　正寛	409703	加藤　修之
409704	武田　紘輔	409705	太田　満
409706	庄司　直貴	409707	髙橋　伸之
409708	荒川　充	409709	山田　宗則
409710	後藤　光義	409711	小川　雄三
409712	畑中　洋平	409713	宮﨑　拓郎
409714	喜田　康之	409715	長谷川正幸
409716	三溝　光宏	409717	岡﨑　雅彦
409718	南口　公彦	409719	久野　昌樹
409720	草苅　徹	409721	中野　正也
409722	和久井研史	409723	加藤　雄紀
409724	佐々木　裕	409725	温井　博之
409726	仲　健三	409727	近藤　尚樹
409728	青木　洋人	409729	髙﨑　理恵
409730	許田　剛直	409731	徳田　昌訓
409732	森木　信介	409733	片山　佳祐
409734	寺井　博	409735	江崎　泰将
409736	安田　淳一	409737	宇野　裕
409738	村田　研也	409739	児玉　直樹
409740	奥村　浩	409741	松矢　晃

○経済産業省告示第四十三号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十四年三月一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十四年三月二十三日

経済産業大臣　枝野　幸男

登録番号	（変更後）	（変更前）
212277	村路　昌代	野田　昌代
215243	松場　緑	杉浦　緑
400624	吉元　隆行	吉元　隆行
404336	渡邉江里菜	伊藤江里菜
409630	岩﨑　直子	冂井詰直子

○経済産業省告示第四十四号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項の規定に基づき、平成二十四年三月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十四年三月二十三日

経済産業大臣　枝野　幸男

登録番号	氏名
210439	富成　孝子

○経済産業省告示第四十五号

石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十三年度以降の五年間についての石油備蓄目標を次のように定めたので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年三月二十三日

経済産業大臣　枝野　幸男

平成23年度～平成27年度石油備蓄目標

現在、石油の需給事情を見通すことが困難であることから、石油の備蓄の確保等に関する法律第４条に規定する石油備蓄目標については、暫定的に次のとおりとし、見直しが必要と認められる際には、遅滞なくこれを修正することとする。

備蓄の数量に関する事項及び新たに設置すべき貯蔵施設に関する事項については、平成23年度から平成26年度までの各年度は平成22～26年度石油備蓄目標（平成22年経済産業省告示第100号）に定める当該年度における数量とし、平成27年度は同目標に定める平成26年度における数量とする。

○国土交通省告示第三百十八号

排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成十八年告示第三百四十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十三日

国土交通大臣　前田　武志

第十条第二号の次に次の一号を加える。

三　定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満の軽油を燃料とする原動機であって、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示（平成十八年三月二十八日経済産業省・国土交通省・環境省告示第一号）第十六条に規定する定格出力に応じて同等とみなす基準に該当する原動機

第十七条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　第十八条第一項ただし書の規定に反して表示を付したとき。

第十八条第一項中「付することができる。」の下に「ただし、第十条第三号に規定する原動機を搭載した当該指定建設機械については、製作した台数が各年度ごとに三十台まで、累計百台までに限り、付することができる。」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第三百十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十三日

国土交通大臣　前田　武志

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道278号改築工事（函館新外環状道路「空港道路」・北海道函館市石川町地内から同市赤川町地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　北海道函館市石川町、桔梗町、亀田中野町及び赤川町地内

２　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道函館市桔梗町地内から同市上湯川町地内までの延長10.0㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道278号改築工事（函館新外環状道路「空港道路」）及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道278号改築工事（函館新外環状道路「空港道路」）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第１項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道278号（以下「本路線」という。）は、函館市を起点とし、北海道茅部郡鹿部町を経て同郡森町に至る延長114.3㎞の主要幹線道路である。

本路線が通過する函館市は、北海道の南部地域（以下「道南地域」という。）における中核都市であり、函館空港等を経由して道南地域からカーネーション、マグロ等の農水産品が本州等へ出荷されている。また、道南地域には特別史跡である五稜郭跡、大沼国定公園等の観光資源があり、道内外から多くの観光客が訪れている。